

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回枚方市廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和6年7月2日（火）	10時00分から 12時00分まで
開 催 場 所	枚方市総合文化芸術センター別館6階 大会議室	
出 席 者	橋本 征二 会長 中島 要 副会長 大下 和徹 委員 田村 有香 委員 稲森 郁子 委員 佐々木 明子 委員 中野 俊彦 委員 廣永 秀人 委員 茨木 壽子 委員 田 元浩 委員 富田 須美子 委員 野々上 智規 委員 前田 達也 委員 山縣 純司 委員	
欠 席 者	早川 孝 副会長 石川 聡子 委員 小野 克史 委員	
案 件 名	1. 令和5年度の生活排水処理の実績について 2. 令和5年度のごみ処理の実績について 3. 令和6年度の主なごみ減量施策の取り組みについて (1) 廃棄物減量等推進員代替制度『枚方市資源循環プラットフォーム』について (2) リユース施策の展開について 4. その他 (1) 家庭用電気式生ごみ処理機購入及び定額利用補助制度について	
提出された資料等の 名 称	資料1 令和5年度の生活排水処理の実績について 資料2 令和5年度のごみ処理の実績について 資料3-1 廃棄物減量等推進員代替制度『枚方市資源循環プラットフォーム』について 資料3-2 リユース施策の展開について 資料4-1 家庭用電気式生ごみ処理機購入及び定額利用補助制度について 参考資料1 枚方市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	

	参考資料 2 枚方市廃棄物減量等推進審議会 事務局名簿 参考資料 3 一般廃棄物処理基本計画における主な施策の令和 6 年度の取組及び実績
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活排水処理の実績について」の資料作成について、次回以降、委員意見を反映することを確認した。 ・『枚方市資源循環プラットホーム』については継続して報告することを確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境部 循環型社会推進課
審 議 内 容	
<p>橋本会長： 定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 1 回廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は雨の中、また、お忙しいところ、審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いします。</p> <p>事務局： 本日の委員の出席状況は、17 名中 14 名の出席をいただいておりますので、委員の過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>橋本会長： ありがとうございます。</p> <p>続きまして、本日の審議会の傍聴希望者の確認をさせていただきたいと思えます。傍聴希望者はおられますでしょうか。</p> <p>事務局： 1 名の傍聴希望者がおられます。</p> <p>橋本会長： わかりました、ありがとうございます。傍聴者の方は中に入ってくださいようお願いします。</p> <p>本日は第 1 回の審議会ということもあり、事務局からひとこと挨拶の申し出を承っております。事務局どうぞ。</p> <p>(柳谷環境部次長挨拶)</p>	

橋本会長： ありがとうございます。
それでは、議題に入る前に資料の確認をお願いします。

事務局： 資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

事務局： ここで、5月21日付け及び6月13日付けで、委員の交代がありましたので報告いたします。

(委員交代報告 前田委員、山縣委員の紹介)

橋本会長： ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
それでは、本日の案件に入らせていただきます。

案件1. 令和5年度の生活排水処理の実績について

橋本会長： 案件1「令和5年度の生活排水処理の実績について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料1に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございました。
ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

稲森委員： 意見ではなくお願いですが、生活排水処理のご報告については、いつも下水道整備人口普及率や水洗化率の実績数値をお示しいただいていますが、100%に届かずに数%が残ってしまう部分があります。そういった下水道未接続・非水洗化については、おそらく何かしらの理由やご事情があると思いますので、そういった内容も資料にお示しいただけると、より理解が深まると考えます。

事務局： また次回以降に、記載できるような方法で検討させていただきます。

橋本会長： ありがとうございます。

事務局： 下水道未接続・未水洗化の困難な家屋については、空き家、老朽家屋や貸家というところがほとんどです。また、一部では、水洗化の工事費用が捻出できない

世帯もあるという状況です。補足とさせていただきます。

橋本会長： ありがとうございます。
そのほか、よろしいでしょうか。

田村委員： 令和7年度の生活排水適正処理率の目標値が達成できるかどうかは、資料を見る限り、人口の増減に左右されて、それを見守っているという印象を受けます。
処理人口普及率は、下水道に接続しようと思ったら接続できる人口と認識していますが、それに対する下水道水洗化率というすでに接続している人口の差の約9,000人が、下水道に接続できるのに接続していない人口と理解しています。
この約9,000人が、主な取り組みに記載のある未水洗家屋の約4,200戸と概ね結びついているのだと思いますが、生活排水適正処理率をより増加していくためには、この未水洗家屋の下水道接続を目指していく必要があると考えます。
令和2年度から令和5年度にかけて、この約4,200戸の未水洗家屋がどの程度下水道接続を行ったかというデータはありますか。

事務局： 未水洗家屋に関してですが、この約4,200戸という数値は平成30年の数値です。ここから5か年計画ということで、訪問での実態調査や年2回の勧告文書の送付等を行い、現在、未水洗家屋は約2,100件まで減少しております。
今後も、年2回の水洗化指導として勧告文書を送るとともに、空き家や老朽家屋については難しい部分もありますが、水洗化しやすいところについては、更にお願いをしていこうということで、今、現在進めているところでございます。

田村委員： 分かりました。
空き家や老朽家屋などは、登記上の人口をこの処理人口や水洗化人口の中に含まれているんですか。

事務局： 実際に人が住んでいる場合は含んでいます。
住んでない場合は、未水洗家屋指導の数には計上しますが、水洗化人口には含んでいません。

田村委員： 分かりました。ありがとうございます。

橋本会長： ありがとうございます。現在、未水洗家屋が約2,100件とのことですが、住んでらっしゃらない家もあるので、2ページの上の人口の比率のところには、そういう状況は表れてこないということですね。
そのほか、よろしいでしょうか。

野々上委員： 河川の状況についてですが、水質汚濁の状況が減少していることはグラフを見

ると分かりますが、これは枚方市のどの辺りで、測定した結果なのかを知りたいです。

もう一点は、この河川の状況を資料の結論に持ってきているということは、生活排水が河川の水質汚濁につながっているという話なのか。あるいは、企業・工場等が原因で水質汚濁につながっていて、そのあたりが、改善されているところもあるのかを教えてくださいませんか。

事務局： 河川の水質測定のポイントについてですが、それぞれ河川の流末です。つまり、淀川との接続点付近となっておりますので、流域全体の汚濁負荷量を把握していることとなります。測定のポイントは、水質汚濁防止法の規定により、大阪府が策定している測定計画に則った測定地点という位置づけです。

次に河川水質に影響を与える要因についてですが、下水道接続率の向上と河川水質のBOD減少には相関関係があることから、生活排水が河川水質へ影響を与える要因のひとつと考えています。また、河川へ排出される工場・事業場からの排水も要因と考えていますが、水質汚濁防止法上の排水基準を遵守していただいている状況であり、近年の企業のコンプライアンス・環境に対する意識の向上の効果が表れているものと思っております。

野々上委員： よく分かりました。ありがとうございました。

橋本会長： ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

他に質問がなければ、この案件については以上とさせていただきます。

ここで、生活排水担当の職員の方は退室されると伺っています。ありがとうございました。

(事務局職員一部 退室)

案件2. 令和5年度のごみ処理の実績について

橋本会長： では、続きまして、案件2「令和5年度のごみ処理の実績について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料2 1～2ページに基づき説明)

橋本会長： ありがとうございました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

野々上委員： 灰溶融炉の停止が、資源化率の低下と最終処分量の増加という影響を与えてい

る一方で、温室効果ガスの排出量を大きく削減したということかと思えます。灰溶融炉の停止は、老朽化や費用対効果等を考え、停止の判断をされたものと思えますが、計画目標のひとつである資源化率が、目標数値から離れていっている点についての考えをお聞きしたいです。温室効果ガスの排出量削減と資源化率の向上を天秤にかけて、どちらがいいのかなということですが、そのあたりについて、この先のお考えなどがありましたらお教えいただきたいです。

事務局： 温室効果ガスの排出量につきましては、脱炭素社会の実現に向けて、市としても2050年二酸化炭素排出実質ゼロを宣言させていただき、重要なものの一つということで位置づけているところでございます。

ごみの資源化率につきましては、計画目標5項目の中で令和7年度の目標数値を達成できてないのが、唯一この資源化率です。来年度、新しい基本計画を策定するにあたり、この審議会でもいろいろ審議していただくこととなりますので、そういった中で、資源化率にも重きを置きながら、議論していただきたいと考えています。

また、プラスチックごみについては、新たに国のほうで、製品プラスチックの資源化が盛り込まれた、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されました。市としても、まだ製品プラスチックの資源化は行っていない状況にありますので、今後、検討を進め資源化率を上げていきたいと考えています。

野々上委員： よく分かりました。ありがとうございました。

橋本会長： ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

私から一点、温室効果ガスの排出量のところで、発電して売っている分の電気については、どういう計算をされていますか。

事務局： 売電分につきましては、温室効果ガス排出量の数値に反映していません。

橋本会長： 間接的に普通の火力発電を代替していることの効果も参考情報として追加されてみてもいいんじゃないか思いました。

そのほかよろしいでしょうか。

大下委員： 資源化率は、次回の基本計画策定時、また議論になると思います。これは全国的にも同じような減少傾向があり、正しく資源化の取り組みの進捗を把握するためには、資源化率の中に減量化率を組み込むなど、新たな指標を検討するのもいいのではないかと感じています。基準年に比べてどれだけ、ごみの減量・資源化ができたのかをセットで評価するような、そういった指標を考えることができればと思います。

橋本会長： 次回、計画を策定する際には、おっしゃるとおり、全国的にも資源化率がなかなか上がらない状況ですので、新しいやり方を検討していく必要があると思います。

他に質問がなければ、この案件については以上とさせていただければと思います。

案件3-1. 廃棄物減量等推進員代替制度「枚方市資源循環プラットフォーム」について

橋本会長： 案件3「令和6年度の主なごみ減量施策の取り組みについて」です。

この案件では、これまで参考資料3にお示しいただいている形で、事務局から説明いただいております。今回は、市の取り組みの中で2つの取り組みを特に取り上げて、資料を作成していただいております。

まずは、資料3-1の廃棄物減量等推進員代替制度「枚方市資源循環プラットフォーム」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料3-1に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

廃棄物減量等推進員に代わるものとして、今回、このプラットフォームを進めるとのことです。市民と事業者をつなげていくということで、かなり違うようなスキームになっているので、ぜひご意見いただければと思います。

前田委員： 資料の中に、「修理が必要となる場合は市民団体の手を借り」と、ありますが、この修理の必要なものというのは、電化製品も入っていますか。

事務局： 電化製品については、リユース品としては提供しておりません。

前田委員： わかりました。

電化製品の修理は、発火とか絶縁の問題があり、専門の技術が必要なので市民団体で取り扱うことは難しいと思います。

橋本会長： 重要なお指摘ありがとうございます。

この審議会でも、市民団体の方に参画いただいておりますけれども、このプラットフォームには、各団体の活動や募集などを掲載していくようなイメージになるということですか。

事務局： 登録団体の活動などの情報を団体ホームページも含めて掲載する予定です。

橋本会長： 事業者が、市民の力も借りながら、何かを進めていきたい時に、事業者の方からプラットフォームへ提案を挙げ、繋がっていく、そういうイメージかなと理解していますけれども、どのような感じですか。

事務局： そういった解釈で結構かと思います。一例としてリユースを挙げさせていただいておりますが、その他、例えば、廃棄物として市が収集できないものを民間事業者が持っているリサイクルルートを利用し、資源循環することができるのではないかと考えております。三者連携の中で、取り組みが浸透していくことで、新たなごみ減量に結びつくと考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

田委員： リユースやリサイクルは、私の思い込みなのかもしれないですが、ものが自分の手から離れて、次の人の手に渡るものと思っていたんですが、この取り組みでは、市民が直したいものを市民団体に修理をしてもらい、自分がまた使う。そういう利用方法もできるのですか。

事務局： 修理をして、ご本人でリユースして利用していただくということも、方法の一つとしては考えております。

田委員： 分かりました。ありがとうございます。

以前も、話が出てたと思うんですけども、リユースとリサイクルの分野では、民間はかなり進んでいると思います。要らなくなれば捨てる、廃棄物として処理する。もしくは、まだ使える物は、インターネットサイトやリサイクルショップ等へ出している方も多くて、行政が関与する必要はあるのかなというのが、私の個人的な疑問なんです。そういう中で、市でも行っていた、「あげます・ください」については、実績が上がらなかったと記憶しているんですが、それと同じように、民間で進んでいるものを、大きな事業としてやる必要があるのかと少し思っています。壊れたものは、自分で直すべきであって、そこまで市が介入する必要があるのかと。

事務局： おっしゃっていただきましたとおり、確かに民間の中で、そういった仕組みはございますが、市民から寄せられている要望の中に、そういった掲示板等の利用については、不安があるという声があるのも事実でございます。そういうことも含めて、行政が一部関与させていただくことは一定必要であると考えております。

田委員： もう一点、昨今、遺品整理・処分業者が存在します。整理したもので、売れるものはリサイクル業者、それ以外の廃棄物は運搬して処理を行っているようで

す。法の整理も少し分かりにくい部分もあって、枚方市は、こういう業者についてはどのように考えているのでしょうか。

事務局： 遺品整理における廃棄物は、基本的に一般廃棄物ということで、業として行う場合については、一般廃棄物収集運搬業者が運搬することが必要になります。遺品整理等の業者については、その収集運搬の許可を持ってない可能性がありますので、市として、遺品整理から出た一般廃棄物につきましては、収集運搬許可業者に委託していただき、法的なルールに沿った形でやっていただきたいと思います。市のほうからも、そういった啓発等につきましても、順次行ってきたいと思います。

橋本会長： ありがとうございます。

田村委員： この資料の図からは、実際のイメージが思い浮かばなかったのですが、まず、市が、市内のどこかから収集してくるので、物がどこかに動く。それが、ストックヤードのような場所に貯められる。そして、そのストックヤードに貯められたもののうち、修理が必要なものは、また修理業者に動く。そして、修理業者から返ってくる。そのストックヤードにあるものを、市民が見に来て欲しいものを持ち帰る。というような仕組みですか。

事務局： その形に近いものになると思います。必ずしも全て修理できるということではないので、有償で直すという形では考えておりません。まだ使えるもの、修理できるものを、新しい持ち主へという様に考えております。

田村委員： 物の移動と、人の移動が結構な量になるだろうという見通しがあります。例えば服のリサイクル店舗があって、実質無償で持っていけるという話。それはすごいことなんですけれども、実際は、たくさん費用がかかる。物が動けばお金がかかると思うので、田委員の意見もありましたが、この資料のイメージ図のどこまでを行うのかという事を見極める必要がありそうだなという印象は受けました。

橋本会長： リユースについては、次の議題の中でもお話しいただくと思います。こちらは、リユースだけの話ではなく、ごみ減量にかかる活動なども含んでいると思います。先ほど田委員からもご指摘がありましたが、始まらないと分からない部分もありますが、それがどのぐらい活用されるものなのかというところがあります。今回は推進員制度の代替として、提案されているものですので、また、検討していくということで進めていただければと思っています。よろしいでしょうか。

稲森委員： 資料にリユースの例を、具体的に書いていただいています。4行目「市民等

が市民団体に持ち込む」、5行目に「市民団体等と連携をとる」と記載があります。「等」は何を想定していますでしょうか。

事務局： 4行目の「市民等が市民団体に持ち込む」の市民等は市民に訂正させていただきます。

5行目の「市民団体等と連携をとる」の市民団体等については、例えば、保育関係のところから、何か相談を受けたときに、プラットフォーム登録事業者が協力していただけることがあれば、その中でお話をさせていただくことを考えておりますので、市民個人だけではなく、いろいろなところでご利用いただけるような形の仕組みを考えているところです。

山縣委員： 市民の方もごみ減量の取り組みは、身近で、理解しやすいと思います。ぜひ、軌道にのせていただきたいなと思うんですが、とりあえずやりながら、試行錯誤するというのは、少し心配です。

市役所が運営する事業は、市民の方は大変、安心感を持たれますので、目利きである部分も大切ですし、不明瞭な点が多いと、逆効果になる可能性があります。

非常に分かりやすい取り組みであるからこそ、しっかりと運営していただけたら、すごく大きなものになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ応援させていただき、一緒に取り組みたいと思います。

橋本会長： ありがとうございます。

リユースだけに特化したものでなく、もう少し幅広なものとしてのプラットフォームを捉えていただき、確かに広がり方は分からない部分もありますが、検討して進めていただけたらと思います。

案件3-2. リユース施策の展開について

橋本会長： では、続きまして、案件3-2「リユース施策の展開について」説明よろしくをお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料3-2に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。

先ほどから少し議論となっておりますリユースについて、本件は市が主体となって動かすリユースということです。

田村委員： 確認ですが、先ほどのプラットホームの運用が始まってからも、この2つは別々の事業として動いていくのでしょうか。

事務局： 別の事業として報告させていただいていますが、実際、運用としてはプラットホームの中に介在していくということで、ご理解いただきたいと思います。

田村委員： 分かりました。ありがとうございます。

橋本会長： ほか、よろしいですか。

案件4. その他

橋本会長： それでは、最後の案件4「その他」ということで、「家庭用電気式生ごみ処理機購入及び定額利用補助制度について」説明よろしくをお願いします。

事務局： それでは、事務局より説明させていただきます。

(資料4-1に基づき説明)

橋本会長： ありがとうございます。前回、議論があった生ごみ処理機について、その後の調査報告をいただきました。資料の最後、「自己負担金の負担割合は5年間で実施します」というのは、どういう意味になりますか。

事務局： 補助制度上、一度申し込むと5年間、別途、この補助制度をご利用することができませんので、購入時と定額利用時をそれぞれ、5年間続けた場合の市民負担額の比較をしているものです。継続的に利用していただく場合、定額利用時の市民負担額が48か月目で、購入時の市民負担金額を上回る計算となります。

橋本会長： 購入時の補助率が50%で、上限が2万円ということなんですね。

事務局： はい、そうです。

橋本会長： 現状、製造されている国内メーカーがパナソニックさんで、その生ごみ処理機の相場が約10万円ということですか。

事務局： はい。大体10万円程度となっています。

橋本会長： 補助率50%ですけれども、そもそも安いものではないんですね。

事務局： 一般的には6万円程度が人気商品として購入、販売されております。今回、資料では、さまざまなデータを持っておられた、パナソニックさんの製品を基に比較しています。

補助率につきましては50%となりますので、6万円の商品でも、満額の2万円が補助できるのではないかと考えております。

橋本会長： ご質問いかがでしょうか。それでは、この案件については以上とさせていただければと思います。最後に、何かありますでしょうか。

事務局： 次回の審議会につきましては、日程が決まり次第、後日、委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしく願いをいたします。

事務局： ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から特になければ、これで今日は閉会とさせていただければと思います。それでよろしいですかね。
それでは、ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。